

## ○子ども・子育て支援施策の実施状況等を調査審議する会議について

## 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

➤根拠 児童福祉法第8条【必置義務】

※社会福祉法第12条の規定により、社会福祉審議会児童福祉専門分科会として設置（川越市社会福祉審議会条例）

- 機能 ○児童福祉に関する事項
- ・児童福祉に関する事項の調査審議（社福法第12条第1項）
  - ・児童福祉施設の事業停止命令に関する意見聴取（児福法第46条第4項）
  - ・無認可児童福祉施設等の事業停止又は施設閉鎖命令に関する意見聴取（児福法第59条第5項）
- 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議（母子及び寡婦福祉法第7条）
- 母子保健に関する事項の調査審議（母子保健法第7条）
- 知的障害者の福祉に関する事項の調査審議（児福法第8条第2項） 等
- 構成 ○児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者（児福法第9条第1項）
- 定数 審議会の定数は50人以内（条例第3条）
- 委員 19人
- 任期 2年（条例第4条第1項）

## 地方版子ども・子育て会議

➤根拠 子ども・子育て支援法第77条【努力義務】

- 機能 ○特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見聴取（法第31条第2項、法第77条第1項第1号）
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見聴取（法第43条第3項、法第77条第1項第2号）
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更時の意見聴取（法第61条第7項、法第77条第1項第3号）
- 市町村における子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況の調査審議（法第77条第1項第4号）

➤構成 法律上の規定は無いが、国の子ども・子育て会議の構成を参考に、教育・保育両分野の関係者を入れ、子育て当事者の参画に配慮する等、バランスよく幅広い関係者を集める。

【参考】（国）子ども・子育て会議：  
子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども、子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者（法第74条第2項）

➤定数 法律上の規定無し

➤任期 法律上の規定無し

## 幼保連携型認定こども園に関する審議会

- 根拠 認定こども園法第25条【必置義務】
- 機能 ○幼保連携型認定こども園の認可に関する意見聴取（法第17条第3項）
- 幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖の命令に関する意見聴取（法第21条第2項）
- 幼保連携型認定こども園の認可取消しに関する意見聴取（法第22条第2項）
- 構成 法律上の規定はないが、教育又は保育に係る有識者など関係者をバランスよく加えること

※必ずしも新規設置する必要はなく、既存の審議会や子ども・子育て会議を活用して差し支えない。

## 川越市次世代育成支援対策地域協議会

➤根拠 次世代育成支援対策推進法【任意】  
（川越市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱）

➤機能 ○次世代育成支援対策行動計画の実施状況及び課題に関する検討等

➤構成 ○地方公共団体、事業主、労働者、子育てに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局等（行動計画策定指針）

○保護者、事業主、労働者、保育園・幼稚園関係者等（要綱第3条）

➤定数 25人以内（要綱第3条）

➤委員 15人

➤任期 2年（要綱第4条）

・次世代法は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、現在の少子化の進行等の状況や一般事業主行動計画の策定が義務化されてまだ日が浅い業者があることを踏まえて、10年間延長されることとなった。

・地方公共団体における行動計画の策定は、子ども・子育て支援法に基づく事業計画の策定が義務付けられることに伴い、任意化。

現在、本市においては、社会福祉審議会に置く児童福祉専門分科会を、条例により「地方版子ども・子育て会議」及び「幼保連携型認定こども園に関する審議会」として位置付けている。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、全市町村に、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられており、地方版子ども・子育て会議において、事業計画の策定や計画策定後における子ども・子育て支援施策の実施状況についての調査審議等を行うこととされている。

本市では、この事業計画と、次世代育成支援対策推進法の延長に伴い任意で策定することとされる行動計画を、一体の計画として策定する予定であり、現在2つある会議（専門分科会、地域協議会）についても、子ども・子育て会議である専門分科会に1本化したい。